

年金手続きの窓口

●老齢年金を請求するとき

加入していた年金制度	請求する年金	届出先	
国民年金のみに加入していた人	老齢基礎年金	第1号被保険者期間の場合	市役所
		第3号被保険者期間を含む場合	年金事務所
厚生年金に加入していた人	老齢厚生年金	年金事務所	
共済組合に加入していた人	退職共済年金	各共済組合	

※二つ以上の制度に加入していた方は、各届出先に問い合わせてください

●障害年金を請求するとき

初診日に加入していた年金制度	請求する年金	届出先	
国民年金	障害基礎年金	初診日が第1号被保険者期間の場合	市役所
		初診日が第3号被保険者期間の場合	年金事務所
厚生年金	障害厚生年金	年金事務所	
共済組合	障害共済年金	各共済組合	

※初診日が20歳前の方の場合は問い合わせてください
※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日

●年金受給者が亡くなった場合(死亡届・未支給請求)

受給していた年金の種類	届出先
老齢基礎年金	年金事務所
老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金	
障害基礎年金	市役所
遺族基礎年金	
寡婦年金	各共済組合
共済からの年金	

※上記以外の年金が、二つ以上の年金を受給していた方の場合、各届出先に問い合わせてください

●第1号被保険者の独自の給付を請求するとき

独自給付の種類	届出先
寡婦年金	市役所
死亡一時金	

いない年金があるときは、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることが出来ます。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

●市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

●市保険年金課(☎222-5587)、各総合支所市民生活課

ジェネリック医薬品希望カード

国民健康保険では、ジェネリック医薬品希望カードを用意しています。希望の場合は送付しますので連絡を。

このカードはジェネリック医薬品の使用を強制するものではなく、種類に区分されます。各種別の窓口に左表の通りです。

▽第1号被保険者Ⅱ自営業、農業、漁業、学生などで、20歳以上60歳未満の方

▽第2号被保険者Ⅱ厚生年金、共済組合に加入している方

▽第3号被保険者Ⅱ第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

●市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

年金の種類によって手続きの窓口が違います

国民健康保険に加入している40歳〜74歳の方が対象です。平成25年度にすでに受診した方、国保人間ドックを利用した方は申し込み

●特定健診の受診はお済みですか

国民健康保険に加入している40歳〜74歳の方が対象です。平成25年度にすでに受診した方、国保人間ドックを利用した方は申し込み

被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければなりません。

資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑を持って、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。

●国保年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課



相談

12月4日〜10日は人権週間です

全ての人々が平和で豊かな社会を実現するには、自分の人権だけでなく、他人の人権も正しく理解し尊重し合うとともに、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を育てることの大切さが求められています。

●常設人権相談所Ⅱ 平日の午前

勤労福祉会館の出張労働相談会

当館専属の相談員が、労働災害、職業性疾病、各種保険関係などの助言をします。※当日は勤労福祉会館での相談業務なし

●対正規社員・非正規社員を問わず誰でも

●12月14日(土)午前9時〜午後4時

●長府東公民館

●勤労福祉会館(☎223-2171)

弁護士無料法律相談

●豊田総合支所Ⅱ 12月20日(金)午後1時〜4時

●6人(先着順)

●12月2日〜20日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。

●市民相談所Ⅱ 毎週月・木曜日 12人(先着順) ※職員による一般相談も平日(午前8時30分〜午後4時30分)に実施

●弁護士無料法律相談 1月の休日(6日(月))

●市民相談所(☎231-3730)



マークの見方	☎…対象	☎…日時	☎…期間	☎…場所	☎…内容	☎…講師	☎…定員
	☎…参加費など	☎…持参する物	☎…申込方法	☎…共通事項	☎…問合せ先		

ふぐ処理師試験

関高等学校入学資格を有する方で、フグ処理施設で3年以上フグの処理業務に従事した方 ※従事内容によりその他条件有り

▽学科試験 11月20日(水) 山口県庁職員ホール(山口市滝町) 料1万520円

▽実技試験 11月20日(水) 山口県庁職員ホール(山口市滝町) 料1万520円

▽受験料を添えて、生活衛生課か、下関保健所豊浦支所へ。

▽生活衛生課(☎231-1936)、下関保健所豊浦支所(☎775-3000)

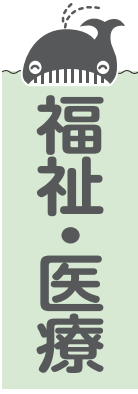
ノロウイルス食中毒予防強化期間です！

ノロウイルスは、少量のウイルスの付着で食品から人、人から人へ感染が広がります。

▽予防の基本は「手洗い」です。調理前、食事前、用便後など石けんできちん手を洗きましょう。

▽ノロウイルスは、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されます。二枚貝は中心まで十分に火を通しましょう。

▽生活衛生課(☎231-1936)



家庭児童相談室を利用しましょう

子育てや家庭の悩みを、専門の相談員が無料で相談に応じます。

緊急の場合、なかべこども家庭支援センター「紙風船」(☎266-1935)、下関児童相談所(☎223-3191)が24時間365日の相談体制を整えています。

▽受付時間 平日午前8時30分～午後5時 専用電話 ☎231-1980 (夜間・休日は「紙風船」に転送)

▽こども家庭課(☎231-1358)

ブックスタートふれあいの会

関0歳～未就学児の親子、妊婦とその夫 ※対象児以外の子どもも可

12月8日(日) 第1部 午前10時～11時 第2部 午前11時～正午 読み聞かせ、手遊び、月齢に応じた絵本の紹介など ※全体への読み聞かせは各回30分

▽こども家庭課(☎231-1353)

病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で、家庭で保育できない場合、一時的に預かります。

連続の利用は原則7日以内です。

関0歳～小学3年生の病気の子ども

▽平日 午前8時～午後6時 土曜日 午前8時～午後2時 ※日曜日、祝日、盆、年末年始は利用不可

▽すこやかルーム(つめだ小児科) ☎245-5691、わかば病児保育所(昭和病院) ☎233-0548、おひさまキッズハウス青葉こどもクリニック ☎256-2865、病児保育室こいえ(かねはら小児科) ☎250-9876

関(1日) 市民税課税世帯: 2000円 市民税非課税世帯・生活保護世帯: 1000円

▽こども家庭課(☎231-1353)



ブックスタート

1冊目の絵本は保健師や助産師などによる「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、2冊目は1歳6カ月児健康診査の会場で渡します。

▽こども家庭課(☎231-1353)、菊川図書館(☎287-0102)、豊田図書館(☎766-3432)、豊浦図書館(☎775-4180)、豊北図書館(☎782-1718)

乳幼児医療費を助成します

関義務教育就学前乳幼児に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分 関所得制限 乳幼児の父母の平成25年度市町村民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下 ※3歳未満(3歳の誕生日を迎える月の月末まで)の乳幼児で所得制限を超えている場合、市独自の制度で助成

関乳幼児の健康保険証、印鑑、平成25年1月2日以降転入の方は、平成25年度市町村民税の税額の方かる物(父母両方分) 関こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

関こども家庭課(☎231-1928)

平成25年10月分からの年金額が改定されました

9月までの年金額は、平成12年度～14年度にかけて、物価下落にもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。平成24年の法律改正では、平成25年10月、26年4月、27年4月と段階的に特例水準を解消し、年金財政の改善や世代間の公平を図ることになりました。このため、平成25年10月分の年金額からは、9月までの額に比べマイナス1.0%の改定が行われました(平成26年4月にマイナス1.0%、平成27年4月にマイナス0.5%を予定)。改定後の年金額は年金額改定通知書などにより通知されます。

関国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)、下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)

紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを現物支給します。

関次の全ての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族 市内に居住し、在宅で生活していること 要介護3・4・5であること 生活保護を受給していないこと ※要介護3の場合、平成25年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる

領収書を添付し、在宅介護支援センターを経由して申請を 関▽支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻ふきシート 支給限度 2カ月につき1万円を限度として現物支給 利用者負担 支給に要する費用の1割

関いきいき支援課(☎231-1340)



保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

年金受給権者が死亡したときの 手続き

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなります。年金を受けていた方がなくなったときは、「死亡届」の提出が必要です。提出が遅れると、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもあります。

亡くなった方がまだ受け取って